生駒市規則第35号

生駒市職員の職の設置に関する規則及び生駒市職員安全衛生管理規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成24年11月21日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の職の設置に関する規則及び生駒市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「規定する」の次に「職員並びに生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)第4条、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員のうち」を加える。

(生駒市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第2条 生駒市職員安全衛生管理規則 (昭和62年7月生駒市規則第22号) の 一部を次のように改正する。

第2条中「に定める職員(消防の事務部局の職員及び水道の事務部局の職員を除く。)」を「(第6号及び第8号を除く。)に規定する職員並びに生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)第4条、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員のうち消防の事務部局の職員及び水道の事務

部局の職員以外の職員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。